

広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託

(2) 業務の目的

毎月1日発行の「広報いばらき」において、本市の主要な施策やまちの魅力、市内で活動する人々などをタイムリーに取り上げた巻頭特集を制作することにより、次に掲げる事項を推進することを目的とする。

ア 市民が手に取り読みたくなる魅力的な誌面作り

イ 市政への理解と信頼、まちへの誇りと愛着の向上

ウ まちに出る、まちに関わる、まちを使うといった「行動」の誘発

(3) 業務内容

巻頭特集記事の企画及び企画支援、取材、文章作成、デザイン、イラスト作成、写真撮影、編集等、一連の業務。

(4) 業務期間

令和8年10月1日から令和10年6月30日まで（地方自治法第234条の3及び茨木市長期継続契約に関する条例第2条4号に基づく長期継続契約）

(5) 制作号数

全17号（令和9年1月号～令和10年6月号、ただし令和9年4月号を除く）

3 当該業務の予算額

月額779,200円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

本業務は長期継続契約であるため、本業務に係る契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、この理由により契約を解除した場合には、当事者双方は、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本市の物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者についても本プロポーザルに参加を認めるが、その場合、当該登録のないものが契約候補者となった場合は、入札参加資格申請書等を提出し審査を受けること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登録されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間における本業務と同種又は類似の業務に係る請負金額について、900万円以上（複数業務の合算は可とする）の履行実績を有すること。
同種の業務：（概ね年間を通して行う）自治体広報誌特集（毎月発行の冊子）の企画・編集等一連の業務。
類似の業務：（概ね年間を通して行う）国・自治体・企業・団体等冊子（定期的発行の冊子）の企画・編集等一連の業務。
- (5) 提案者所属の実務経験3年以上（令和8年4月1日時点）のディレクターまたは編集者（企画、進行管理等を担当する者）を、統括責任者または担当技術者として2人以上配置可能であること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでまち魅力発信課宛に送信すること。
提出期限：令和8年6月19日（金）、午後3時まで（必着）
提出先：茨木市企画財政部まち魅力発信課
E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。
- (2) 質疑に対する回答は、市ホームページで公開する。
回答日：令和8年6月24日（水）午後5時まで
掲載場所：茨木市ホームページ まち魅力発信課のページ

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書
- ② ①の実績を証明できる契約書の写し等
- ③ 業務実施体制調書

イ 提出先：企画財政部まち魅力発信課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期間：令和8年6月15日（月）、午前9時～6月29日（月）、午後5時まで（厳守）

※土日、祝日を除く各日とも午前9時から午後5時まで

エ 提出方法：持参

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により事務局で審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式3号）により7月2日（木）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式4号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにまち魅力発信課（茨木市役所本館3階）へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。また、企画提案書・会社概要が分かる書類の副本には、会社名を記載しないこと。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 業務全般に係る提案

- ① 本業務の取組方針
- ② 本業務の推進体制（組織関係、人員配置等）

上記①・②を含む提案書を提出すること。

(イ) 特集記事に係る提案

①特集テーマ

②テーマ選定の理由・ねらい

③メインターゲット ※各月ごとに年齢層等の異なる属性を設定すること

④想定する記事の概要

⑤企画・制作における提案（切り口、誌面構成、取材対象等の工夫等）

上記①～⑤を含む提案書を令和9年1・2・3・5月号の4案提示し、うち1案（令和9年1月号）については、表紙を含む7ページのサンプル特集を作成すること（ラフレイアウト、ただし、2ページ程度はダミーではなく実際の文章を作成すること）。なお、提示された4案が実際に特集記事として採用されるとは限らない。

イ 会社概要が分かる書類（任意様式）

ウ 参考見積書（指定様式）及び内訳書

エ 過去の業務における成果品

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年7月3日（金）、午前9時～7月24日（金）、午後5時まで（厳守）

※土日、祝日を除く各日とも午前9時から午後5時まで

イ 提出場所：茨木市役所本館3階 企画財政部まち魅力発信課事務室

ウ 提出方法：持参

エ 提出部数

上記(2)提出書類ア・イの書類を正本1部、副本9部、計10部、ウ・エの書類を各正本1部

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション（令和8年8月6日（木）予定）による審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。ただし、提案者が5者以上の場合には第1次審査を行い、評価の高い提案者から4者に絞り、プレゼンテーションを第2次審査として実施する。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替えは認めない。ただし、参考として過去の成果物の審査委員への提示は可能とする。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。なお、スクリ

ーン及びプロジェクターは事務局が用意する。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。ただし、1人は原則主たる編集担当者とする。

(2) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第1次審査）」（様式5—1）により、令和8年7月29日（水）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第1次審査を行わなかった場合も、その旨等を通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年8月3日（月）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第2次審査）」（様式5—2）により、令和8年8月13日（木）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年8月18日（火）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする（別紙参照）

(1) 委員審査

企画提案、サンプル特集記事・ラフレイアウト等の内容 595／800点

(2) 事務局審査

業務実績、業務実施体制、提案額（参考見積額） 205／800点

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し次の方法により決定する。なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、また提案額が同額の場合、別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が最高点の提案者を候補者とする。

- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合及び参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開できるものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

ただし、提案書類については、その内容により部分公開とする場合がある。

14 日程

質問期限	令和8年6月19日(金)午後3時まで
質問に対する回答	令和8年6月24日(水)午後5時まで
参加申込期間	令和8年6月15日(月)午前9時から 令和8年6月29日(月)午後5時まで(厳守) ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年7月2日(木)
企画提案書提出期間	令和8年7月3日(金)午前9時から 令和8年7月24日(金)午後5時まで(厳守)

※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

第1次審査結果通知	令和8年7月29日（水）
第2次審査	令和8年8月6日（木）（予定）
審査結果通知	令和8年8月13日（木）（予定）
契約締結	令和8年10月上旬
業務開始	令和8年10月上旬

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）が6割に満たないもの
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）等での参加は認めない。

16 担当部署

茨木市 企画財政部まち魅力発信課 担当：時井・河井
567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
TEL：072-620-1602（直通）
FAX：072-624-8961
E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp